

平成30年2月末における少年非行等の概況

生活安全部

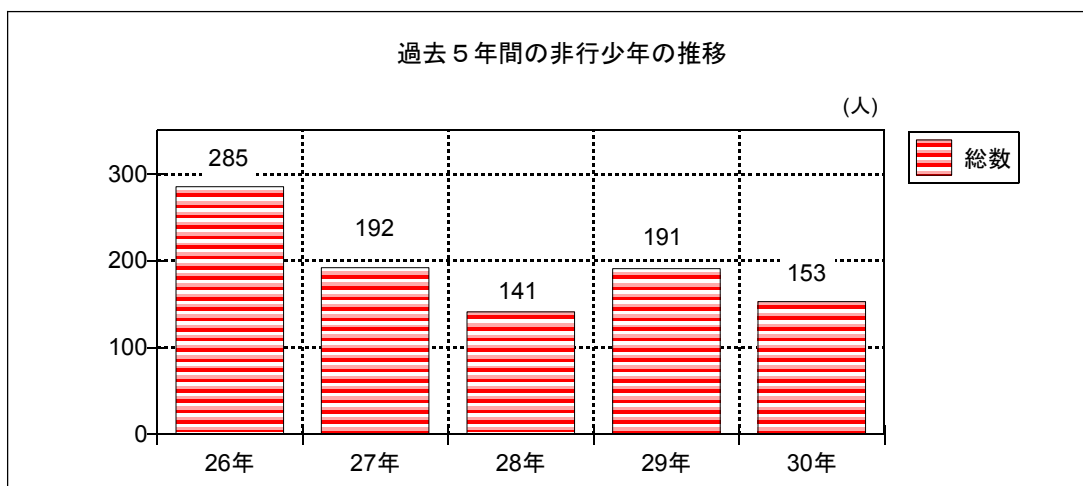
◎ 非行少年等の状況

非行少年は153人で、前年同期比38人(19.9%)減少した。刑法犯少年は138人で34人(19.8%)減少、特別法犯少年は15人で4人(21.1%)減少、ぐ犯少年は0人で前年同期比同数である。

不良行為少年は1,102人で、前年同期比173人(18.6%)増加した。

		非 行 少 年							不 良 行 為 少 年
		刑 法 犯				特 別 法 犯			
		犯 罪 少 年	触 法 少 年	犯 罪 少 年	触 法 少 年	ぐ 犯 少 年			
総 数	30年	153	138	107	31	15	14	1	1,102
	29年	191	172	88	84	19	19		929
	増減 (%)	-38 (-19.9)	-34 (-19.8)	19 (21.6)	-53 (-63.1)	-4 (-21.1)	-5 (-26.3)	1	173 (18.6)
うち 女 子	30年	40	36	25	11	4	4		315
	29年	36	32	15	17	4	4		262
	増減 (%)	4 (11.1)	4 (12.5)	10 (66.7)	-6 (-35.3)	0	0		53 (20.2)

- ※ 犯 罪 少 年 と は… 罪を犯した14歳以上20歳未満の少年
 触 法 少 年 と は… 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年
 ぐ 犯 少 年 と は… その行動や性格、環境等から将来何らかの罪を犯すおそれのある少年
 非 行 少 年 と は… 犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいう
 不 良 行 為 少 年 と は… 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年
 刑 法 犯 ・ 特 別 法 犯 と は… 刑法に定める罪、特別法の罪条に触れる行為を犯したことをいう



○ 刑法犯検挙・補導状況(罪種別)

罪種別では、窃盗犯が全体の68.8%(95人)を占め、このうち手口別では、万引きが65.3%(62人)と最も高い割合を占めている。

	総 数							
	凶 悪 犯	粗 暴 犯	窃 盗 犯		知 能 犯	風 俗 犯	そ の 他 の 刑 法 犯	
			うち 万 引 き					
30年	138		8	95	62	3	5	27
29年	172	1	14	103	79	2	4	48
増減 (%)	-34 (-19.8)	-1 (-100.0)	-6 (-42.9)	-8 (-7.8)	-17 (-21.5)	1 (50.0)	1 (25.0)	-21 (-43.8)

※刑法犯(犯罪少年)の再犯者率～ 29.0%(前年同期比10.8%増加)

○ 刑法犯検挙・補導状況（学職別）

学職別では、小学生が全体の19.6%(27人)、中学生が19.6%(27人)、高校生が36.2%(50人)を占めた。

	総 数							
	未就学	児童・生徒・学生				有職少年	無職少年	
		小学生	中学生	高校生	その他学生			
30年	138	114	27	27	50	10	16	8
29年	172	152	51	58	33	10	16	4
増減 (%)	-34 (-19.8)	-38 (-25.0)	-24 (-47.1)	-31 (-53.4)	17 (51.5)	0	0	4 (100.0)

○ 特別法犯検挙・補導状況（法令別）

特別法犯少年は15人で、前年同期比4人(21.1%)減少した。

	総 数									
	軽犯罪法	児童買春・児童ポルノ禁止法	道育成条例	覚せい剤取締法	大麻取締法	風俗営業適正化法	売春防止法	不正アクセス禁止法	その他の特別法	
30年	15	4	3	1			2		5	
29年	19	9	1				2		7	
増減 (%)	-4 (-21.1)	-5 (-55.6)	2 (200.0)	1			0		-2 (-28.6)	

○ 薬物乱用少年

薬物乱用少年は1人で、前年同期比1人増加した。

	総 数							
	未就学	児童・生徒・学生				有職少年	無職少年	
		小学生	中学生	高校生	その他学生			
30年	1	1		1				
29年								
増減 (%)	1	1		1				

※薬物乱用少年とは… 大麻や覚醒剤、麻薬等を所持するなどして大麻取締法、覚せい剤取締法、麻薬及び向精神薬取締法、毒劇物取締法違反で検挙又は補導された少年

◎ 少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）の状況

福祉犯の検挙人員は31人で、前年同期比14人(31.1%)減少した。

福祉犯の被害少年は60人で、このうち児童・生徒・学生が57人と全体の95.0%を占めた。

コミュニティサイト等（出会い系サイトとコミュニティサイト）の利用に起因する福祉犯の被害少年は14人で、前年同期比3人(17.6%)減少した。

※ここでの「コミュニティサイト」とは、SNS、プロフィールサイト、ゲームサイト等、ウェブサイト内で多数人とコミュニケーションがとれるウェブサイトのうち、出会い系サイトを除いたものの総称であり、統計上、無料通話アプリも含む。

○ 福祉犯の検挙人員

	総 数						
	児童福祉法	児童買春・児童ポルノ禁止法	道育成条例	風俗営業適正化法	売春防止法	その他	
30年	31	13	15	1		1	
29年	45	27	15	2			
増減 (%)	-14 (-31.1)	-14 (-51.9)	0	-1 (-50.0)		1	

